

第九期介護保険事業計画（令和六年度～令和八年度）
基本理念

元気みなぎる 支え合いの島原半島

島原半島3市の介護保険事業は、島原地域広域市町村圏組合が保険者となり事業を運営しています。

令和6年4月1日から第9期介護保険事業計画が始まりました。圏域の高齢者の皆さまが持てる力を存分に発揮し、世代を超えた支え合いによって、誰もが健康で安心して生活ができ、いつまでも元気に自立した生活を送れる地域づくりを目指します。介護保険制度の説明動画は、QRコードから閲覧できます。

撮影場所：島原市舞岳山荘『夏の天の川』



当初予算

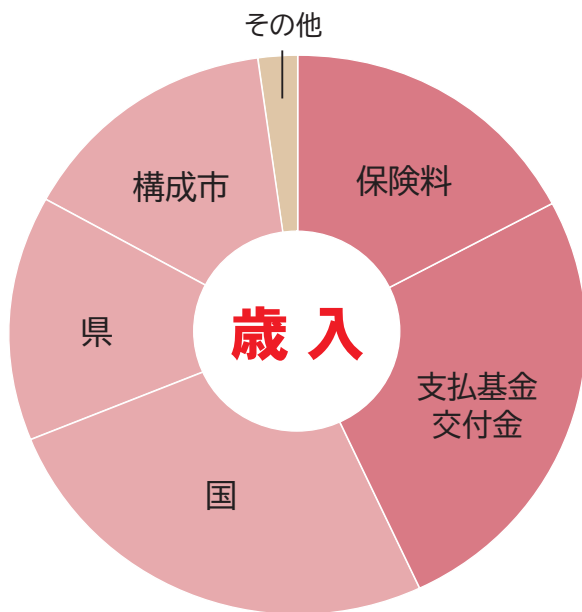
歳入歳出予算総額（前年度比0.6%増）

185億4,318万4千円

令和6年度の介護保険事業特別会計が、島原地域広域市町村圏組合議会3月定例会で可決されました。

予算総額は、歳入歳出それぞれ185億4,318万4千円となり、1億1,899万9千円増額（前年度比+0.6%）となりました。

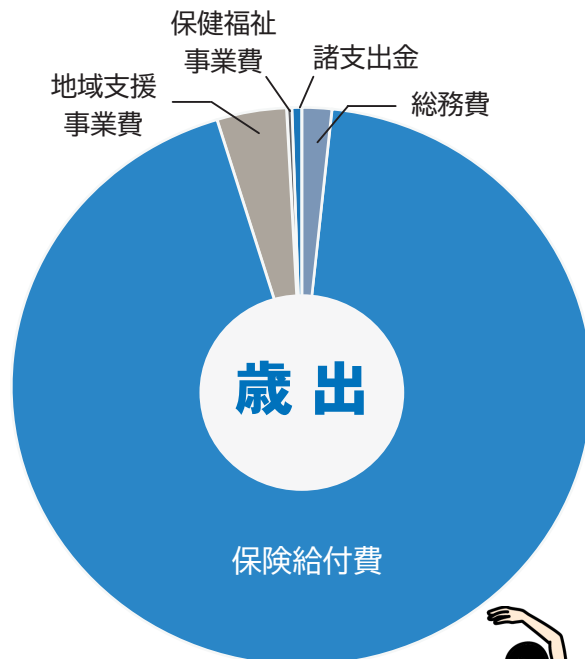
「第9期介護保険事業計画」に基づき、予算概要は下記のとおりです。



区 分	割合	内 容
保険料	17.3%	65 歳以上の方の保険料
支払基金交付金	25.8%	40 ～ 64 歳の方の保険料
国	26.0%	公費（税金）
県	14.1%	
構成市	14.7%	
その他	2.1%	財産収入、繰入金、諸収入等

構成市の皆さん（40歳以上）が納めていただいている保険料は、介護保険事業を運営するために必要な財源となり、大切にに使わせていただきます。

区 分	割合	内 容
総務費	1.9%	介護保険運営事務費
保険給付費	93.4%	介護サービス利用等に要する費用
地域支援事業費	4.1%	介護予防・生活支援サービス事業費 一般介護予防事業費 包括的支援事業費 任意事業費 その他諸費
保健福祉事業費	0.1%	（構成市）介護予防事業費
諸支出金	0.5%	繰出金

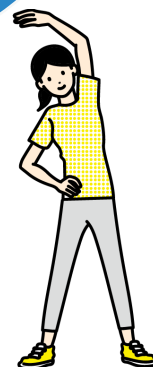


歳出予算の9割以上が保険給付費になっています。

これは、要支援および要介護状態の方が介護サービスを利用した際にかかる費用であり、いかに保険給付費を抑えることができるかが重要となります。

POINT

ご自身で継続できる趣味や運動などを見つけ、島原半島全体で介護予防に取り組みましょう。



■第9期介護保険事業計画 島原半島地域包括ケア計画（令和6年度から8年度まで）

基本理念

元気みなぎる支え合いの島原半島

基本目標

- 1 住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを実現できる島原半島
- 2 高齢者が自立した、健康長寿の島原半島
- 3 安心・安全で、高齢者の権利と尊厳が守られる島原半島
- 4 生活を支えるサービス基盤が充実した島原半島
- 5 介護給付が適正かつ公正で、持続可能な島原半島

施策

- 1 地域包括支援センターの機能充実
 - 2 生活支援体制の充実
 - 3 在宅医療・介護連携の推進
 - 4 介護保険サービスの周知・啓発
 - 5 地域共生社会の創出
- 1 自立支援・重度化防止に向けたリハビリテーション提供体制の構築
 - 2 介護予防・生活支援サービスの充実
 - 3 一般介護予防事業の推進
- 1 認知症総合支援事業の推進
 - 2 各種感染症対策及び災害対策の推進
 - 3 成年後見制度の利用促進
- 1 在宅生活継続のための生活支援の推進
 - 2 介護離職防止の推進
 - 3 介護人材の確保・育成
 - 4 介護現場の負担軽減
 - 5 介護保険事業所情報連携ネットワーク整備
 - 6 地域支援事業の在り方の検討
- 1 要介護認定の適正化
 - 2 ケアプランの点検等
 - 3 医療情報との突合・縦覧点検

計画の背景

内閣府の「令和5年版高齢者社会白書」によると、我が国の65歳以上の高齢者人口は、令和4(2022)年10月1日現在で3,624万人、高齢化率は29.0%となっています。高齢者人口は「団塊の世代」すべてが後期高齢者(75歳以上)となる令和7(2025)年には3,653万人に達し、令和25(2043)年には3,953万人でピークを迎えることが見込まれています。

現在もなお、高齢化率は上昇を続けており、令和22(2040)年には国民の3人に1人以上が高齢者となることが見込まれており、医療や介護を必要とする人は今後も増加する中で、現在の介護保険サービスの水準を維持することは、介護保険料、介護給付費総額の上昇につながり、高齢者福祉をとりまく環境は厳しさを増していくものと見込まれます。

島原地域広域市町村圏組合を構成する島原市、雲仙市及び南島原市においては、地域包括ケアシステムの構築を継続的に推進するとともに、医療面(医療法の改正)、介護面及び福祉面(少子高齢化等)などの各種制度に対応した施策を共同で展開していきながら、市民にもっと身近な基礎自治体として、地域の高齢者ニーズを的確に把握し、行政としての目指すべき姿を明確にして、関係機関・関係者との共通理解を踏まえて取り組むことが求められています。

第9期介護保険事業計画は、計画期間中に訪れる令和7(2025)年における地域の高齢者のあるべき姿を念頭に置きながらも、いわゆる「団塊ジュニア世代」すべてが後期高齢者となる令和22(2040)年などさらに長期的な展望に基づき、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにすること目的とするものです。

中長期的な推計(厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システムによる推計」)

国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(基本指針)では、団塊の世代が75歳を迎える令和7(2025)年、団塊ジュニア世代が高齢者(65歳以上)となりわが国の高齢者人口がピークを迎えると見込まれる令和22(2040)年を見据えた中長期的な介護ニーズを適切に捉えることが重要とされています。

本圏域における、第9期計画最終年度となる令和8(2026)年度及び令和22(2040)年度を見据えた中長期的な見通しを、次のとおり推計しています。

令和22(2040)年度には、介護保険料の基準額が、8,067円まで上昇する見込となっています。

【第9期介護保険事業計画 93頁抜粋】

第9期介護保険事業計画の詳しい内容は、組合ホームページをご覧ください。

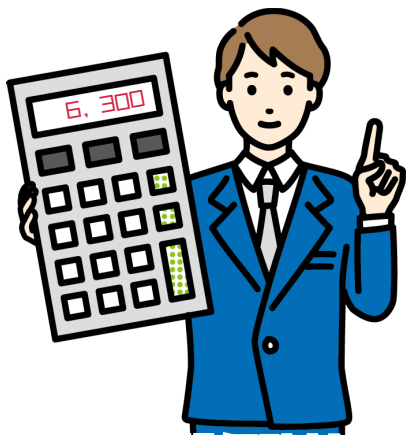
島原地域広域市町村圏組合
介護保険事業計画



検索

問合せ先 ☎ 61-9101 (総務企画係)

介護保険料に関する大切なおしらせ



✓ 65歳以上は、令和6年4月から 基準額 **6,300円** になります。

✓ 令和6年度の介護保険料は、**7月** に決定します。

本組合から送付される**介護保険料納入通知書**でご確認ください。

介護保険料は、

- 介護サービスの円滑な実施を確保するためサービスに必要な費用に応じて、**3年ごと**に見直されます。
- 所得の低い人の負担が大きくなるよう本人や世帯の課税状況や所得に応じて、**13段階**に設定しました。
- 次の計算式で算出されます。**保険料（年額）＝基準額×各所得段階の保険料率×12**（端数調整あり）

（単位：円）

所得段階	対象者	基準額	保険料率	保険料 （年額）
第1段階	生活保護受給者の人、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者の人、世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	6,300	× 0.285	21,600
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超 120万円以下の人		× 0.485	36,700
第3段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の人		× 0.685	51,800
第4段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）で本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人		× 0.90	68,100
第5段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）で本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超の人		× 1.00	75,600 （基準額）
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人		× 1.20	90,800
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上 210万円未満の人		× 1.30	98,300
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上 320万円未満の人		× 1.50	113,400
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上 420万円未満の人		× 1.70	128,600
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上 520万円未満の人		× 1.90	143,700
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上 620万円未満の人		× 2.10	158,800
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上 720万円未満の人		× 2.30	173,900
第13段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の人		× 2.40	181,500

保険料に関する Q&A

保険料は、納付書で払いたい…
納め方は、選べるのかしら…

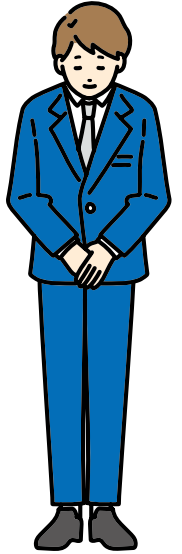


介護サービスは使っていないけど、保険料は、払わないといけないのかしら…

介護保険料の納め方は、受給している年金※の額により普通徴収と特別徴収に分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。あらかじめ、ご了承下さい。
※老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金

介護保険料を滞納すると

特別な事情（災害等による著しい損害や生計維持者の死亡など）もなく介護保険料を滞納すると、介護サービス利用時に利用料を一旦全額支払う償還払いになったり、利用負担が3割（または4割）に引き上げられたりします。分割納付や減免制度もありますので、納付が困難な場合はお早めにご相談ください。



特別徴収 年金からの天引き

- 保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きになります。
- 特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6ヶ月後から天引きが開始されます。

仮徴収

本徴収

4月 6月 8月 → 10月 12月 2月

確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を10月、12月、2月の3回に分けて徴収します。

介護保険料は、前年の所得等をもとに決まるので、保険料が確定するのは、6月以降となります。

そのため、4月、6月、8月は、仮に算定された保険料での徴収となります。

令和6年2月分と同額を、それぞれ年金から天引きします。※所得更正があった方は、この限りではありません。

一時的に納付書で納める場合があります

- 年度途中で、
- 保険料が増額になった
- 老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 65歳になった
- 他の市町村から転入した（島原半島3市間の異動は除く）
- 保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった

普通徴収 納付書または口座振替で各自納めます

- 保険料の年額を納付期限に合わせて納めます。
- 組合から納付書が送付されますので、取り扱い金融機関等で納めてください。

※納付書は、コンビニやスマホアプリからもお支払いできます。



認定ヘルパー養成講座

募集期間 令和6年8月9日（金）締切

受講料
無料

- 認定ヘルパーとは、
支援が必要な高齢者宅を訪問し、掃除や洗濯、調理などの日常生活に対する援助を行うヘルパーのことです。いわゆる身体介護は、行いません。
- 認定ヘルパーになるためには、
本組合が開催する養成講座を受講および修了し、登録すると、介護予防・日常生活支援総合事業における「訪問型サービス A」に就業できます。

日程

9/04
WED

場所 愛の夢未来センター

時間 9:30 ~ 16:30

9/06
FRI

場所 島原市医師会館

時間 9:30 ~ 16:30

9/11
WED

場所 西有家総合学習センターカムス

時間 9:30 ~ 16:30

- 受講対象者 島原市、雲仙市および南島原市の認定ヘルパーとして就業可能な18歳以上の方
- 講座内容 訪問型サービスに関する基礎知識をいずれか1日学び、
訪問介護事業所で掃除・洗濯・買い物など生活援助サービス（3事例）を体験します
- その他 詳細は、島原地域広域市町村圏組合ホームページをご覧ください。
申込者が3名未満の場合、開催を中止する場合があります。
講座内容は、変更になる可能性があります。
- 申込先 島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 地域支援係 ☎ 0957-61-9102

現役！

認定ヘルパーさんの“声”

島原半島には、生活支援を必要としている高齢者の方がいらっしゃいます。

生活支援サービスの業務は、日常生活に対する援助を行います。

「身体介護はできないけど、生活援助ならできそう」「地域貢献・高齢者支援に興味がある」方などは是非、認定ヘルパーとして島原半島で活動してみませんか。

本組合講座を受講後、認定ヘルパーとして活動されている方に令和5年度、アンケート調査を行いました。実際に活動される「ヘルパーさんの率直なご意見」を今回、一部抜粋してご紹介します。

Question あなたが経験した業務内容を教えてください。

- ・掃除
- ・洗濯
- ・調理
- ・買い物
- ・薬の受け取り
- ・その他（ゴミ出し、受診介助、見守り）

Question 認定ヘルパーとして働いて、良かったことはありますか。

- ・利用者さんのお宅へ訪問した際、利用者さんが笑顔で迎えてくれることが嬉しいです。
- ・自分の都合に合わせて、仕事を選ぶことができます。
- ・利用者宅へ訪問するためにも、（自分も）元気でいなければならない！と気持ちに張り合いが出ます。
- ・個々の歴史を知り、敬いたいという気持ちになり、人間的にも視野が広がったと思います。
- ・人と人の垣根を超えた仕事ができたと感じています。

自由記述

- ・おかげさまで5年目に入り、10件前後の訪問サービスをさせていただいています。
今後、登録ヘルパーが増えることを願っています。
- ・利用者さんとの間に事業所やケアマネジャーさんが入ってくださるので、安心しています。
- ・要支援状態にいる対象者さんが要介護状態にならないよう気配りや注意をしていきたいです。

※「介護予防ボランティア養成講座」を兼ねた講座であり、講座を修了した65歳以上の方は、介護予防ボランティアとしても活動でき、POINTを貯めることができます。（詳細は、裏表紙をご覧ください。）

島原半島各市には、地域の交流の場として、どなたでも参加できるオレンジカフェやサロンなどのつどいの場があります。地域の方や専門職、認知症の方とその家族など、どなたでも参加可能です。

令和6年度は、下記の日程でオープンします。お茶を飲みながら認知症について語り合ったり、やりたいことにチャレンジしたり、気軽にお話しませんか。専門職がいますので、困っていることなど、お気軽にご相談ください。※詳しい内容等は、各団体に直接お問い合わせください。

■オレンジカフェ（認知症カフェ）

名 称	日 時	場 所	問合せ先
オレンジブチカフェ 喫茶ケルン	毎月 第2・4火曜日 10:30~12:00	喫茶ケルン 島原市高島二丁目280	介護保険課 地域支援係 ☎ 0957-61-9102
オレンジカフェ お城の会	毎月 第2金曜日 （最終）月曜日 10:00~12:00	島原市内の公民館を 移動しながら開催	認知症のひとと家族の会 「お城の会」 ☎ 0957-65-5110 （事務局：島原市地域包括支援センター）
オレンジカフェ くちのつ	①毎月 第2木曜日 14:00~16:00 ②毎月 第4木曜日 19:00~21:00	①口之津図書館3階 ②口之津公民館	ボランティアグループ 「ささえさんの会」 ☎ 080-1742-2612 ※お問い合わせは、水・木曜日のみ受付 13時~17時をお願いします。
オレンジカフェ ちぢわ	毎月 第2・4日曜日 13:30~15:30	小規模多機能ホームクベレ 雲仙市千々石町戊182-4	小規模多機能ホームクベレ ☎ 0957-37-6200

■オレンジサロンなど

名 称	日 時	場 所	問合せ先
オレンジサロン ことだま	毎月 第1・3金曜日 10:00~12:00	あんしんハウス島原 「喫茶いこい」	島原市地域包括支援センター ☎ 0957-65-5110
わきあい愛の つどいカフェ	毎月 第2水曜日 14:00~15:30	愛の夢未来センター	雲仙市地域包括支援センター ☎ 0957-36-3571
おばま湯ったり つどいカフェ	偶数月 第2金曜日 14:00~15:30	小浜町南本町公民館	雲仙市地域包括支援センター （小浜サブセンター） ☎ 0957-74-3211

注意1 天候や感染症などにより、休止や日程の変更がある場合があります。

注意2 飲食代は、自己負担となります。

注意3 お住まいの市に関係なく、希望するカフェに参加可能です。



対象者

島原半島在住の 65 歳以上の方
 ※要介護 1～5 の認定をお持ちの方、医師から運動することを止められている方を除く。

参加費

無料

内 容

運動・認知症予防・レクリエーション（1 時間程度）

その他

- ・雲仙市の各町の開催会場は、電話でお尋ねください。
- ・会場や日時が変更になる場合がありますので、初めて参加される方は、事前に右記の問合せ先へご連絡ください。

問合せ先

●雲仙市

千々石総合支所 福祉課介護予防班

0957-47-7871

●島原市

●南島原市

(株) アグリ・フィットネス

南島原市西有家町里坊 50-1 クレア 2F

0957-60-4771



●各市の貯筋教室スケジュール表

	島原市		南島原市		雲仙市	
	会場名	開始時刻	会場名	開始時刻	会場名	開始時刻
月	—	—	加津佐 青年・婦人会館	10 : 15	—	—
	—	—	—	—	瑞穂町	14 : 00
火	安中公民館	9 : 45	南有馬原城 オアシスセンター	10 : 15	国見町	10 : 15
	島原文化会館	13 : 30	口之津公民館	13 : 15	吾妻町	14 : 00
水	島原市農村環境 改善センター	9 : 45	—	—	小浜町	10 : 00
	霊丘体育館 (コグニサイズ)	① 13 : 30 ② 14 : 45	布津公民館	(女性のみ) 13 : 15 (男性のみ) 13 : 15		13 : 30
木	有明公民館	9 : 45	深江公民館	10 : 15	愛野町	10 : 00
	白山公民館	① 13 : 30 ② 14 : 45	北有馬事務所ピロティ 文化センター日野江	13 : 15	南串山町	14 : 00
金	—	—	西有家カムス	10 : 15	千々石町	10 : 00
	杉谷公民館	13 : 45	ありえコレジヨホール	13 : 15		14 : 00

認知症ケアパスとは、

認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した段階から、状態に応じて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければ良いかを標準的に図式化したものです。

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、「認知症ケアパス」をご活用ください。

各市ごとにありますので、本組合ホームページでダウンロードできます。

1. 島原市認知症ケアパス

～認知症の状態に応じた支援のめやす～

※状況によっては利用できないものもあります。

健康・元気な状態		気づき・発症		軽度		中等度		重度	
症状の進み方	一人で生活できる	認知症の疑い 日常生活は自立	認知症があるが 日常生活は自立	誰かの見守りがあれば 日常生活は自立	日常生活に 手助け・介護が必要	常に介護が必要			
本人の様子・気持ち		☐ 物の忘れが増え気になる ☐ 薬の飲み忘れが時々ある ☐ 同じ話をすることが増えた ☐ 外出するのが面倒になった 	☐ 約束を忘れてしまうことがある ☐ 財布など大事なものをなくす ☐ 鍋をたまに焦がす ☐ 趣味や楽しみに興味がなくなる 	☐ 日付・時間をよく間違える ☐ 電話・訪問への対応が難しい ☐ 外出時、道に迷う事がある ☐ 財布を盗まれた等の妄想がある 	☐ 着替えやトイレがうまくできない ☐ 季節に合った服装が選べない ☐ はしの使い方がわからなくなる ☐ 知人のことがわからなくなる 	☐ 自由に体を動かさえない ☐ 意思の疎通が困難 ☐ 食事を口からとれなくなる ☐ 家族のことがわからなくなる 			
	これから先、自分がどうなってしまうか不安。できることもあるのになぁ。失敗しても、責めたり、否定しないでほしい。		失敗したことをすぐに忘れてしまうが、怒られた時の不快な気持ちだけは残ってしまう。優しく接してもらえると安心する。		認知症が進んでも、何も分らない人と思わないでほしい。言葉では言えないが、表情や仕草から、気持ちをくみとってほしい。				
家族の方へ	■介護の負担を抱えこまないよう、身近な相談窓口へ相談しましょう。 ■相談窓口は、ケアパス冊子版の7ページへ。								
医療	■かかりつけ医（通院・訪問） ■病院の相談員 ■かかりつけ歯科医 ■かかりつけ薬局 ■認知症疾患医療センター ■認知症サポート医 ■認知症初期集中支援チーム								
介護	■地域包括支援センター ■地域のケアマネジャー ■訪問介護 ■訪問看護 ■デイサービス ■デイケア ■ショートステイ などの介護サービス								
見守り	■認知症サポーター ■民生委員児童委員 ■救急医療情報カプセル配布事業 ■島原市高齢者等見守りネットワーク協議会 ■SOS おかえりネットワーク ■緊急通報システム設置 ■テレフォンサービス ■日常生活用具給付 ■あんしん支え合い活動								
生活支援	■シルバー人材センター ■配食サービス ■家事支援サービス ■訪問理美容 ■交通安全杖支給 ■高齢者福祉交通機関利用助成 ■軽度生活援助事業 ■生きがい活動支援通所事業 ■コミュニティバスたしろ号								
家族支援	■オレンジカフェ（認知症カフェ） ■認知症の人と家族の会 ■家族介護教室 ■認知症高齢者等個人賠償責任保険 ■ねたきり高齢者等おむつ費助成 ■在宅高齢者介護見舞金								
住まい	■住宅改修 ■福祉用具（レンタル、購入） ■ケアハウス ■高齢者賃貸住宅 ■サービス付高齢者向け住宅 ■有料老人ホーム など ■グループホーム ■介護老人保健施設 ■介護老人福祉施設 などの施設サービス								
権利を守る	■日常生活自立支援事業 ■成年後見制度								
予防	■貯筋教室 ■老人クラブ ■公民館活動 ■介護予防ボランティア ■認知症予防サークル ■転倒予防体操サークル ■元気かい ■ふれあいサロン								
周知・啓発	■認知症サポーター養成講座 ■長崎県認知症サポートセンター ■高齢者家庭訪問指導 ■高齢者交通安全講習								

認知症初期集中支援チーム

島原保健院 ☎ 0957-73-9169

認知症専門医と医療・福祉の専門職がチームとなり、認知症の早期発見、早期対応を行います。認知症が心配な方やそのご家族などを訪問し、適切な医療や介護が受けられるよう支援いたします。

【支援の対象となる方】

在宅で生活している40歳以上の方で、認知症が疑われる方や認知症の症状があり、下記の①～③のいずれかに該当する方

- ① 認知症の診断を受けていない方、治療を中断している方
- ② 医療・介護保険サービス未利用の方、中断している方
- ③ 認知症の症状で対応に困っている方

※支援の対象外となる方についても、その方に合った支援や助言を行うことができますので、認知症に関する「心配」や「困りごと」があれば、ご相談ください。



介護保険施設サービス等を利用した時の食費・部屋代は、原則として被保険者の自己負担になりますが、住民税非課税世帯等の低所得者は、自己負担額が軽減される場合があります。ただし、この軽減を受けようとする場合は、負担限度額認定の申請が必要です。

必要なもの

- ・介護保険負担限度額認定申請書
 - ・同意書（申請書の裏面）
 - ・預金通帳の写し（預金通帳を複数お持ちの場合は、全て写しが必要です。）
 - ・各種資産等を証明する書類の写し
- ※書類に不備がある場合は、審査ができませんのでご注意ください。

申請手順

- 申請書類提出（本組合介護保険課またはお住まいの市役所介護保険課担当）
 - 次のいずれかに該当する場合は、軽減対象となりません。
 - ☐被保険者の属する世帯内（住民票上の世帯）で、被保険者本人も含めて世帯員のうち、一人でも住民税が課税されている「課税世帯」である場合
 - ☐被保険者の配偶者（世帯が異なる場合も含む）が住民税を課税されている場合
 - ☐預貯金等の合計が、（下記参照）表の「預貯金等の資産状況」の基準を超える場合
 - 認定（要件を満たした場合）
- 介護保険負担限度額認定証送付
- 利用施設等へ提示
- 食事代と部屋代軽減

対象サービス

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・地域密着型介護老人福祉施設
- ・介護療養型医療施設
- ・短期入所生活（療養）介護

※その他のサービスでは、適用されません。

介護保険負担限度額認定証

交付年月日 年 月 日

番 号

被 住 所

フリガナ

氏 名

生年月日 明・大・昭 年 月 日

適用年月日 年 月 日 から

有効期限 年 月 日 まで

食費の負担限度額

居住費又は滞在費の負担限度額

保険者番号並びに保険者の名称及び印

島原市有明町大三東戊1327番地
島原市役所有明庁舎
島原地域広域市町村圏組合

4 2 8 4 3 3

TEL (0957) 61-1104

公印

8月1日から翌年の7月31日まで
最大1年間有効

●食費・部屋代の利用者負担段階と負担限度額（令和6年8月1日から適用）

負担段階	対象者		負担限度額（日額）				
			部屋代（居住費 / 滞在費）				食費
	所得の状況	預貯金等の資産状況	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等・住民税非課税世帯である高齢福祉年金受給者の人	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	550円 (380円)	0円	880円	550円	300円
2	住民税非課税世帯であって前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の人	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	550円 (480円)	430円	880円	550円	390円 【600円】
3-①	住民税非課税世帯であって前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	650円 【1,000円】
3-②	住民税非課税世帯であって前年の合計所得金額と年金収入額の合計が120万円超の人	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	1,360円 【1,300円】
4	上記以外の方…非該当 右表内は目安金額を記載		1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	2,066円	1,728円	1,445円

※ 表内の“世帯”には世帯が異なる配偶者を含みます。

※ 第4段階の金額は目安として平均的な額を記載していますが、食費・部屋代は施設ごとに異なります。

※ ()内は介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※ 【 】内は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

募集中

介護予防ファンクラブ会員

会員登録
無料

「介護予防ファンクラブ」に登録できる方は、介護サービスを利用せずに自宅で生活を送っている 65 歳以上の方が対象です。身体機能や生活機能低下のリスク予防のため、介護に役立つ情報を会報で定期的にお知らせします。
入会費用はありません。ぜひ加入してみませんか。

- 1 対象者 構成 3 市（島原市、雲仙市、南島原市）に在住の事業対象者・要支援、要介護の認定を持っていない 65 歳以上の方
- 2 内 容 「介護予防ファンクラブ」会員登録制、郵送等で介護予防に関するお知らせをする。
- 3 料 金 会員登録無料
- 4 実施者 島原地域広域市町村圏組合
- 5 申込先 介護保険課 地域支援係 ☎（0957）61-9102
氏名・生年月日・住所をお伝えください。

募集中

介護予防ボランティア会員

介護サービスを利用せずに自宅で生活を送っている 65 歳以上の方が対象です。
介護予防事業の一環として、高齢者の皆さんが介護予防ボランティアの活動を通じて地域貢献や社会参加をすることで、より健康で生きがいを持って暮らせることを目的に実施します。
貯まったポイントは現金または図書カードに交換できます。

- 1 対 象 者 構成 3 市に住所がある 65 歳以上の方で、介護保険料の未納・滞納がない方
- 2 内 容 (1)レクリエーション等の指導、参加支援
(2)お茶出しや食堂内の配膳・下善などの補助
(3)散歩、外出及び館内移動の補助
(4)会場設営、芸能披露等の行事手伝い
(5)話し相手
(6)その他、洗濯物の整理、シーツ交換など施設職員と共に
共に行う軽微かつ補助的な活動
- 3 活動場所 ボランティアポイントの受入機関として指定を受けた、
介護事業所や介護予防活動を行う団体など
(指定を受けた団体の会員等がその団体で行う活動は対象となりません)
- 4 申 込 先 申請書の提出が必要です。まずはお電話ください。
介護保険課 地域支援係 ☎（0957）61-9102

様式第5号（第5条関係）

ボランティアカード

■スタンプ押印欄

氏名		No.1	
1	2	3	4
活動 月 日	活動 月 日	活動 月 日	活動 月 日
5	6	7	8
活動 月 日	活動 月 日	活動 月 日	活動 月 日
9	10	11	12
活動 月 日	活動 月 日	活動 月 日	活動 月 日
13	14	15	16
活動 月 日	活動 月 日	活動 月 日	活動 月 日
17	18	19	20
活動 月 日	活動 月 日	活動 月 日	活動 月 日
21	22	23	24
活動 月 日	活動 月 日	活動 月 日	活動 月 日
25	26	27	28
活動 月 日	活動 月 日	活動 月 日	活動 月 日
29	30	31	32
活動 月 日	活動 月 日	活動 月 日	活動 月 日
33	34	35	36
活動 月 日	活動 月 日	活動 月 日	活動 月 日
37	38	39	40
活動 月 日	活動 月 日	活動 月 日	活動 月 日
41	42	43	44
活動 月 日	活動 月 日	活動 月 日	活動 月 日
45	46	47	48
活動 月 日	活動 月 日	活動 月 日	活動 月 日
49	50	51	52
活動 月 日	活動 月 日	活動 月 日	活動 月 日

※ポイント付与対象期間 令和 6 年 12 月 31 日 まで
※1時間でもスタンプ、1日4スタンプが上限。（指定を受けた団体の会員等がその団体で行う活動は対象となりません。）